

社会福祉法人よし乃郷 介護福祉士実務者研修通信課程 学則

(設置目的)

第1条 社会福祉法人よし乃郷（以下「法人」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成を目指し、法人が実施する介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(研修名称)

第2条 法人が実施する研修事業の名称は、「社会福祉法人よし乃郷 介護福祉士実務者研修通信課程」とする。

(位置)

第3条 法人は、埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1449番2に研修施設（以下「本施設」という。）を置くものとする。

(定員及び修業年限)

第4条 定員は1講座30名とする。学級数は3クラスとする。修業年限は6か月とする。
2 1年で全科目を受講できなかつた場合には、在籍期間を最長1年延長し、学習することができる。

(養成課程及び履修方法)

第5条 養成課程の種類は、介護福祉士実務者研修通信課程とし、履修方法については、別表1のとおり通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。
2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。））別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第6条 訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第7条 1養成課程を学年及び学期とし、休業日は次のとおりとする。
年末年始 12月29日～1月3日

(受講時期)

第8条 受講開始時期は、5月、6月、7月とする。

(受講資格)

第9条 受講資格は、介護福祉士の資格取得を目指す意欲のある者であつて、面接授業を受講可能な範囲に居住する者を優先する。

(受講者の選考)

第10条 受講の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき受講を許可する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(受講手続)

第11条 受講手続きは、法人が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第12条 退学しようとする者は、退学願を提出し、法人の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、法人の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、修学しようとするときは、復学願を提出し、法人の許可を得るものとする。

(通信学習の実施方法)

第13条 学習方法は、受講生はテキストに沿って自己学習し、定める期日までに各科毎に課題を提出する。

2 提出された答案用紙について、担当教員が添削を行い、講評を付して受講者に返却する。

3 評価については、70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

4 個別学習への対応個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙にて受付し、担当教員が回答する。

(面接授業の実施方法)

第14条 面接授業は養成課程ごとに指定された日及び会場で実施する。

- 2 面接授業における遅刻は、授業開始から15分以内については出席の取り扱いとし、15分を超えた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。
- 3 面接授業の全日程のうち7割出席した者に対し、その成績を評価する。

(補講)

第15条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる場合については、当該課程教科時間数の概ね1割を上限とし、受講会場の次期クラスにて同科目の振替受講をすることにより、科目履行完了とする。なお、振替受講は事前申し出を原則とする。その際の受講料は無料とする。

(課程修了の認定)

第16条 指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。

評価基準はA：85点以上、B：70～84点、C：69点以下の3段階で評価し、B以上の評価の受講者が修了者として認められる。

教育課程に定める面接授業の出席日数が7割に満たない者については当該科目の履修を認定することはできない。

- 2 修了を認定された者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第17条 受講料は、次のとおりとする。

(1) 無資格者	80,000	円 (税込、以下同じ。)
(2) 訪問介護員養成2級課程修了者	60,000	円
(3) 介護職員初任者研修修了者	60,000	円
(4) 訪問介護員養成1級課程修了者	45,000	円
(5) 介護職員基礎研修修了者	10,000	円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

- 3 テキスト代は、実費とする。

(教職員の組織)

第18条 本施設に、養成施設長、専任教員(教務に関する主任者を含む)、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者

(個人情報の取扱)

第20条 本研修受講者の個人に関する情報については、本研修に関わる事項以外の目的では取り扱わないものとし、本研修に関わる者で業務上必要な者だけが取り扱うものとし、第三者への情報提供はしないこととする。また、書類等の保管は厳重に扱うこととする。

(その他の事項)

第21条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、法人が別にそれを定める。

以 上

附則 この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。